

有効期間5年（令和11年12月31日まで）

令和6年12月26日

各部長・参事官 様
各所属長


警察本部長
（危機管理課）

広島県警察緊急事態対策委員会の運用について（通達）

災害対策をはじめとする緊急事態に対する警察措置を的確に行うための対策については、広島県警察緊急事態対策委員会の運用について（平成31年2月28日付け、以下「旧通達」という。）において、「広島県警察緊急事態対策委員会設置要綱（以下、「旧要綱」という。）」を定め、同委員会を運営してきたところであるが、この度、旧要綱を、別添のとおり改正し、令和6年12月26日から運用することとした。

なお、緊急事態のうち、「新型インフルエンザ等対策」及び「重要インフラ基幹に対する電子的攻撃等サイバー攻撃によるテロ事案対策」については、本要綱に関わらず「広島県警察新型インフルエンザ等対策委員会」及び「広島県警察サイバーセキュリティ戦略委員会」により対応するので、誤りのないようにされたい。

旧通達は、令和6年12月26日付けで廃止する。

（ 本件担当 危機管理課危機管理係
警 電  ）

別添

広島県警察緊急事態対策委員会設置要綱

1 設置

警察本部に広島県警察緊急事態対策委員会（以下「委員会」という。）を置き、その構成は、別表1のとおりとする。

2 任務

委員会は、緊急事態に関する事例、反省教訓事項等の収集・整理を踏まえ、効果的な警察措置を実施する上で必要とされる施策の総合的な推進を図ることを任務とする。

3 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (3) 上記のほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

4 幹事会

(1) 設置

委員会に幹事会を置き、その構成は、別表2のとおりとする。

(2) 任務

幹事会は、緊急事態に関する事例、反省教訓事項等の収集・整理並びに施策に係る企画立案及び総合調整の事務について、委員会を補佐する。

(3) 運営

- ア 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事を主宰する。
- イ 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。
- ウ 上記のほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が定める。

5 連絡室

(1) 設置

幹事会に連絡室を置き、その構成は、別表3のとおりとする。

(2) 任務

連絡室は、部が主管する緊急事態に係る幹事会の事務について、幹事会を補佐する。

(3) 運営

- ア 室長は、必要に応じて連絡室を招集し、議事を主宰する。
- イ 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者に対し、連絡会への出席を求めることができる。
- ウ 上記のほか、連絡室の運営に関して必要な事項は、室長が定める。

6 事務局

委員会及び幹事会の事務局は危機管理課、連絡室の事務局は室長が所属する課に置く。

別表1 広島県警察緊急事態対策委員会の構成

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長及び警備部長
委員	総務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 首席監察官 警察学校長 広島県情報通信部長

別表2 広島県警察緊急事態対策委員会幹事会の構成

幹事長	警務部長
副幹事長	主管部長及び警備部長
幹事	総務部総務課長 警務部警務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部生活環境課長 地域部地域課長 刑事部刑事総務課長 刑事部捜査第一課長 刑事部組織犯罪対策第二課長 交通部交通企画課長 交通部交通指導課長 警備部公安課長 警備部警備課長 警備部危機管理課長 広島県情報通信部通信庶務課長

別表3 広島県警察緊急事態対策委員会幹事会連絡室の構成

室長	幹事のうち主管部長が指定する者
室員	幹事の所属する課の理事官、管理官又は課長補佐の職にある者若しくはこれらに準ずる者のうち、室長が指定する者。